

～令和8年4月から大磯町営駅前自転車等駐車を定期利用する方へ～

■所在地 大磯町大磯 904 番地 6

■駐車場所

階層	区分
屋上・2階	自転車
1階・地下1階	原動機付自転車、普通自動二輪車（125cc以下）

※車幅 70cm 以上入場不可、1階に高齢者等の自転車駐車スペースあり

■利用方法 定期利用（月極め）・一時利用（日極め）

■受付時間（管理人駐在時間） 午前6時～午後9時30分

■利用時間 機械式ゲートシステムにより24時間入出庫が可能

■位置図



■駐車料金

区分	駐車料	
	定期利用 （月額）	一時利用 （1回24時間）
自転車	1,580円	120円
原動機付自転車（50cc以下）	2,630円	230円
普通自動二輪車（125cc以下）	3,680円	330円

※定期利用の駐車料は、利用する月の前月末日までに場内の定期更新機による現金での支払いになります。

※一時利用の駐車料は、出口精算機で、現金又は交通系ICカードのチャージ金額による支払いになります。

■利用上の注意事項

- ・場内の通路では、自転車は降りて進み、バイクは徐行してください。また、入出場においても事故がないよう十分に注意し、指定された区分ごとの駐車範囲に、自転車等を駐車してください。
- ・天災、火災、盗難、衝突等による損害に対して、町は一切の責任を負いません。
- ・盗難防止のため、必ず施錠を行ってください。
- ・場内は、きれいに使用してください。また、タバコを含む火気の使用は禁止します。
- ・施設を破損、滅失した場合は、その損害を賠償していただきます。
- ・その他、自転車駐車場管理人の指示に従って御利用ください。

■ 定期利用の申し込みと手続き

① 申請受付期間内（2月1日～3月5日）に申請書を以下の方法で提出してください。後日、承認書を町から郵送で交付します。

【郵送】 〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183 番地
大磯町役場町民課町民協働係 宛

【持参】

- ・ 大磯町営駅前自転車等駐車場 管理人室
- ・ 大磯町役場町民課町民協働係、国府支所

② 3月20日～31日の期間内に、交付された承認書と交通系 IC カードを準備し、管理人室で認証登録手続きを行ってください。

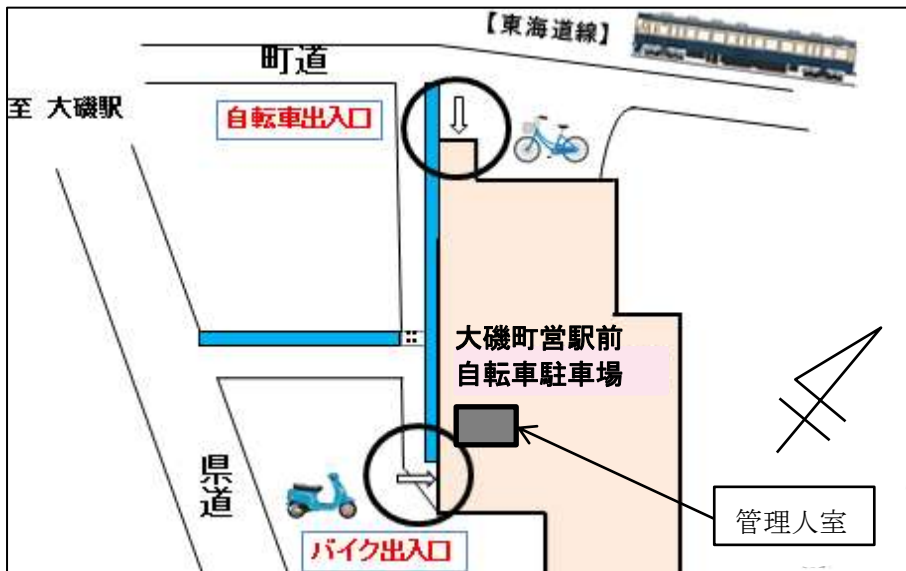
※認証登録手続き対応時間は、午前8時～午後9時30分です。

③ 3月20日～31日の期間内に駐車料金を定期更新機により現金で支払うと、ステッカーが交付されますので、自転車等の見やすいところに貼り付けてください。

< ご注意 >

- ・ 上記の手続き期間を過ぎてしまった場合は、解約扱いとなり、4月からの定期利用はできなくなります。その場合、5月以降の定期利用をするには再度の申し込みが必要となりますので、御注意ください。
- ・ 手続き後、定期利用しなくなった場合は、取消の手続きを行ってください。
- ・ 承認書、ステッカー及び登録したカードを破損又は紛失した場合は、再発行及び再登録の手続きを管理人室で行ってください。

■ 入出場方法



○ 定期利用の場合

自転車・バイクの出入口の機械式ゲートで登録済みの IC カードを認証させてゲートを開閉し、入場します。

○ 一時利用の場合

入口で、駐車券の発行ボタンを押して駐車券を取り入場し、出口で駐車券を精算機に読み取らせ料金を支払って出場します。

■ お問い合わせ先 ■

大磯町営駅前自転車駐車場 管理人室（午前6時～午後9時30分）

：TEL 0463-61-6960

大磯町役場町民課町民協働係（午前8時30分～午後5時15分（土日祝日除く））

：TEL 0463-61-4100（内線 267、237）